

平成27年（行ウ）第16号 大東市市民会館談合損害請求事件

原告 光城敏雄外4名

被告 大東市長 東坂浩一

## 原告最終準備書面

2018年1月25日

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2ハ係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 上 善 雄



弁護士 辻 公 雄



弁護士 豊 島 達 哉



弁護士 西 川 満 喜



### 第1 争点①②③について

- 1 本件入札で行われた事後審査型制限付一般競争入札は他市の制度と比しても、市内業者を優遇する制度である。本件入札でも、面識があり、交流の深い市内業者しか参加おらず、競争性が担保されていないものであった。
- 2 本件入札は入札業者3社の内2社が予定価格を超える金額で入札し、1社が予定価格100%で入札して落札するという異常な事案である。特定の1社が確実に予定価格100%で落札するにはこの方法しかなく、3社が相談しなければ起こりえない事案と言える。

この点、被告は、予定価格を超える入札は特段異例ではないという。しかし、被告が指摘する他市の例（乙1～4）はいずれも、予定価格を下回る価格の入札者がおらず、入札不調になった事例ばかりである。本件は、

入札者の数が必要最小限の3社であり、かつ、そのうちの2社が予定価格を超える入札をして、1社のみが予定価格100%入札し落札をするというところが最大の特徴であって、入札が不調となった他市の事例とは異なる特異な事例である。このような事態は客観的に見ても3社以上の業者による競争が行われていない（2社は競争することを放棄している）事実上1社のみ入札であり、不正競争入札と言える。

- 3 前項で指摘したとおり、本件は3社以上の業者による競争が担保されない不正競争入札であった。あらかじめ明らかにされている予定価格を超える金額で入札するという行為は、当初から落札をするつもりがない行為である。つまり入札を行っていないことと同じであるから、そのような業者を入札者としてカウントすることはできない。大東市は、事実上1社入札であることを知りながら契約したものである。大東市は、大東市事後審査型制限付一般競争入札制度に関する要綱（甲3号証）第8条に基づいて、入札の執行を中止して改めて入札を行わなければならなかった。

## 第2 争点④⑤について

- 1 平成26年3月頃、大東市は、建綜研を介して、大阪府建築主事から既存部分の5箇所について、現行建築基準法の遡及適用を受けることを指摘された。しかも、大阪府建築主事からの指摘は、②堅穴区画部の遮煙性能確保の既存部遡及、③昇降機設備の耐震性確保、④昇降機設備の戸開走行防止対策、⑤屋上防火水槽の改修であり、全て防災対策のため遡及適用される工事であった（乙26別紙説明部分）。そして、上記報告を聞いた建築営繕課入江は、同年3月頃、生活安全課に対し、すでに進行していた既存部分の改修工事とは別に追加工事が発生する可能性があることを報告した（入江証人尋問調書（以下「入江」という。）22頁）。

上記事実からすると、入江は、建築確認申請の事前協議段階とはいえ本件入札対象となる既存工事とは別に追加工事が発生する可能性があること、つまり、既存工事では建築関係法令に違反し建築確認が下りない可能性が

あることを認識していた。そして、入江は、法令上遡及適用が原則であり、法令上例外が厳格に定められていることも十分理解していた（入江18頁）。上記遡及適用は、いずれも防災対策を目的とする工事であり、法令上遡及適用が原則であり、上記遡及適用を受けずに建築確認が下りる可能性が著しく低い性質の工事である。遡及適用を受けない可能性があるのは、既存建物と増築部分が全く別個の建物と認められる場合に限られ、本件工事のように東側の増改築部分（後に南側に変更）と一体として既存建物を利用する場合、既存部分だけが防災対策の工事について遡及適用を受けない、あるいはその範囲が縮減されることは、およそ考えられない取り扱いである。入江は、二級建築士の資格を持ち（入江3頁）、建築関係法令の遡及適用に関し専門的知識と経験を有しているのだから、事前協議の段階で大阪府建築主事から指摘を受けていれば、上記遡及適用を受けず建築確認が通る可能性が著しく低いことを当然に知っていたし、また、知り得た。入江は、一級建築士でしかできない内容の工事、設計であることを理由に確認申請の協議を建綜研に全て任せていたなどと述べるが（入江4頁）、遡及適用の有無は、取り扱う工事の内容、設計にかかわらず二級建築士であっても当然知り、又は知り得べき内容であり、資格の違いを理由にすることはできない。しかし、入江は、建綜研からの求めに応じて日確研に協議先を変更し、遡及適用の縮減を見込めるといふいわば脱法的な何ら根拠のない甘い見通しのもとに、追加工事発生の可能性について関連機関である生活安全課、契約課へ適時に報告することを怠り（乙6 第15条7項3号）、建築関係法令に反する違法な本件入札が実施されるのを漫然と放置した違法がある。

この点、入江は、設計依頼から工事完成までのスケジュールがタイトであったから、確認申請よりも前に入札を先行させたこと、追加工事と一体として本件原工事の入札をしなかったことをやむを得なかったなどという（入江34頁、36頁）。しかし、仮にスケジュールがタイトであったとしても、法令に反する本件工事の入札が実施されるのを漫然と放置したこ

とは、公務員が法令遵守義務を負うことから（地方自治法32条）、決して看過されるべきではない。大阪府建築主事から指摘を受けた同年3月の時点で、直ちに②から⑤の修正箇所を加えた工事の見直しに着手していれば、追加工事は避けられ、一体として入札が実施できたのである。遡及適用の縮減という公務員としても専門家としてもおよそ考えられない脱法的方法を選択し、本来とるべき対応を怠り、5月26日まで時間を浪費していたに過ぎず、スケジュールがタイトであったことを法令違反の理由にすることは許されない。さらに、入江や生活安全課職員は、違法な工事が入札対象となったことを当然知っていたにもかかわらず、5月26日に追加工事が確定してからも、何らの是正措置もとらず、同月29日、法令に反する工事を内容とする本件原契約が決裁されるのを漫然と放置していた。また、本件入札が違法な工事を対象としていたことを当然知り得べきであった契約課及び大東市長も何らの是正措置もとらず、違法な工事を対象とする本件原契約を決裁した。

- 2 本来、入札対象となる工事は、建築確認申請が通り、検査済証が下りて工事の内容が確定しているものである。このことは、入江証人も認めるとおりである（入江34頁）。仮に、入札実施までに検査済証が下りなくても、建築関係法令に適合するかどうか分からない工事の入札を実施して当該入札がやり直しになることを避けるため、最低限、入札に先行して建築確認申請し、適合性への見通しをもって入札を実施しなければならないはずである。

しかしながら、大東市が本件工事の建築確認申請をしたのは平成26年5月23日であり、入札実施日より後である。上述のとおり、本件工事が建築関係法令に適合するかどうか不明確なまま、むしろ大阪府建築主事から既存建物について指摘された箇所を修正しなければ違法となる可能性を認識しながら、本件入札を先行させた。

大東市事務分掌条例施行規則15条3項7号は、建築営繕課の事務として、所管の事務に関し関係機関との連絡調整をはかることを定める（乙6）。大東市の入札対象となる工事が建築関係法令に適合する適法な工事となるかど

うかは、担当課である建築安全課がもっとも知りうる立場にあるのだから、同課が、入札対象となる工事が適法な工事となるよう入札を担当する契約課と直接連絡をとり連携しなければならないはずである。上記施行規則15条7項3号(乙6)は、そのために建築営繕課に係る法令との連携調整を定めたと考えるのが合理的である。

しかし、入江は、生活安全課への連絡を平成26年3月頃に一度した意外、5月26日になるまでまったく連絡せず、契約課との連絡は、生活安全課が市民会館に予算があるからと任せきりにし、自ら連絡をとることはなく、その判断を上司である衣田参事に委ね(入江16頁、20頁)たにすぎない。入江は、追加工事が発生しないよう一体として適法な工事の入札となるよう契約課と連絡調整すべきだったのに上司に契約課への連絡を促すこともなく、これを怠った。仮に、上記規則が建築営繕課に本件入札が建築関係法令に適合する一体の工事となるよう連携することまで予定しなかったとしても、個々の関係機関は、本件入札が建築関係法令に適合する追加工事を含む一体の入札となるよう連携調整しなければならないことは、個々の職員が負う法令遵守義務(地方公務員法32条)から当然の要請である。生活安全課は、市民会館の安全性に責任を持ち建築関係法令に適合する安全な建物を市民に利用させる事務を分担するはずである。契約課は、建築関係法令に適合しない違法な工事を入札対象としないよう事務を分担している。また、大東市長は、自らが決裁者となる工事が法令に適合することを当然に前提としているはずである。それにもかかわらず、上記関連機関が、法令に適合するよう他の機関と連携することを怠り、漫然と違法な本件原契約の工事のみを取り出して本件入札を実施したことは、大東市長及び上記関連機関の法令遵守に対する意識の低さの表れである。

これに対し、入江証人は、建築確認が下りなくても、特定の工程の工事に着手できないだけあり、入札することは全く問題ないなどと供述するが(入江8頁)、確認申請もせずに入札を実施している本件工事について、このような発言をすること自体、上記のとおり、法令遵守に対する意識の低さの表

れでしかない。

- 3 さらに、入江は、平成26年6月23日に本件変更工事の図面が確定していたにもかかわらず、議会でいろいろ問題になりうるさくなるかもしれないから、同月25日の定例会議の本件原契約の議案において、本件変更工事の発生に関し、同課から説明がされなかった旨述べている（入江40頁）。

上記時期には、建築営繕課だけでなく、大東市長東坂、西辻ら職員は、当然、追加工事の存在及び工事代金の増額が避けられないことを知っていたはずである。それにもかかわらず、同日議会において、議会からの批判を避けるため説明をしなかったというのであるから、懈怠の理由には何ら合理性がなく、議会への適正な審議の妨害そのものである。大東市長東坂、西辻ら職員及び入江の上記行為は、地方自治法96条1項5号、大東市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条に反する。

以上